

熊谷市在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイト
ケア事業補助金交付要綱

(令和 3 年 3 月 2 3 日副市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等を介助する家族の精神的及び身体的負担の軽減を図ることを目的とし、事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 1 7 年規則第 5 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、重症心身障害児等とは、別表 1 の判定基準に定めるものとする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に規定する短期入所事業（以下「短期入所事業」という。）
- (2) 熊谷市障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成 1 8 年 9 月 1 1 日決裁）に規定する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）

(補助対象事業者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 短期入所事業 医療機関又は医療型障害児入所施設において医療型短期入所を行う県内事業者
- (2) 日中一時支援事業 熊谷市に登録し、かつ看護師等の専門スタッフを配置した県内事業者
(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費は別表2のとおりとする。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表2に定める事業ごとに、補助基準額又は前条に規定する経費の実支出額のいずれか低い額（それぞれの額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
(実施申請)

第7条 補助対象事業を実施しようとする事業者は、熊谷市在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業実施申請書（様式第1号）を年度ごとに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者が同項の申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、過年度に添付した書類の内容に変更がないときは、この限りではない。

- (1) 医療的ケアの状況（様式第2号）
- (2) 主として事業に携わる看護師等の専門スタッフの履歴書の写し（日中一時支援事業を行う事業者に限る）
(事業実施の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、実施の適否を決定し、その旨を熊谷

市在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業実施決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、熊谷市在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付申請書（様式第4号）に、熊谷市在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業実施報告書（様式第5号）を添えて、第3条に規定する事業を行った日の属する月の翌月10日又は当該事業を行った日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、これを市長に提出しなければならない。

（交付等の決定）

第10条 市長は、補助金の交付を決定したときは、熊谷市在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付・却下決定通知書（様式第6号）により補助対象事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、当該決定に係る補助金の額が第10条と同額であるときは、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則第12条に規定する実績報告書を省略することができる。

（補助金の交付の請求）

第12条 交付決定事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、熊谷市在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市在宅重症心身障害児(者)の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定事業者に通知するものとする。

3 交付決定事業者は、前項の通知書により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の保管)

第14条 交付決定事業者は、交付決定を受けた補助金に係る当該収入、支出、実施状況等を明らかにした帳簿を備え、かつ、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(熊谷市在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱の廃止)

2 熊谷市在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱(平成27年12月8日決裁)は、

廃止する。

（熊谷市在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前までに前項の規定による廃止前の熊谷市在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱により補助金の交付決定を受けた事業者については、同要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

（この要綱の失効）

- 4 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

- 5 前項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までに第6条第1項の規定による申請をした事業者に係る第3条から第15条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。